

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成27年12月4日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）
- 日程第3 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第78号 岩出市税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第79号 岩出市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第80号 岩出市入湯税条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第81号 岩出市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第82号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第9 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 平成27年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第85号 平成27年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第86号 平成27年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第87号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、報告第7号につきましては質疑、議案第77号から議案第88号までの議案12件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として、追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、受理した請願第4号 後期高齢者医療制度の保険料に関する請願書及び請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の継続に関する請願書並びに請願第6号 安全保障関連2法（国際平和支援法・平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書採択についての請願書、以上3件の請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）

○井神議長 日程第2 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は、簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席でお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑をお願いします。

○尾和議員 おはようございます。

それでは、報告第7号について、質疑をさせていただきます。

まず第1点は、この事故の起きた市道の場所について、どこなのか、明確にお答えをいただきたいと思っております。

それから、この事故の発生した経過ですね、その後の対策について、どのような

対策をされてきたのか。

それから、賠償金額94万2,944円についての内訳について、質疑をさせていただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 おはようございます。

尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

市道の場所は、岩出市中島856-1番地先の市道畑毛馬道線です。

発生した経過・その後の対応についてですが、被害者がロードバイクで市道を通行中、道路を横断しているグレーチングとグレーチングのすき間にタイヤが落ち込み落車し、身体のけが、車体が損傷しました。

事故後、すき間を鉄筋で溶接し、安全対策を行っております。

賠償金額の内容につきましては、物損が36万9,989円、治療費が6万2,460円、休業損害が16万6,095円、傷害慰謝料が34万4,400円で、計94万2,944円です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 場所の件であります。これはサイクリングロードに絡んだ場所であるというふうに、私は理解しているんですが、この安全対策について、現在、市道とサイクリングロードが並行しているところと共用しているところがあると思うんですが、これについての安全対策は万全であったのか、そこら辺、再検討されてきているのか、それについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

発生場所は、サイクリングロードではございません。国道24号から北へ上がる市道でございます。サイクリングロードには値してございません。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 損害賠償の件であります。これは保険の適用で、保険から支出されると思うんですが、災害発生件数に応じて、次年度に損害賠償金の保険料が変動するのか、その点についてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

この保険につきましては、全国町村会の総合賠償保険でございまして、市民1人についての金額で保険料がかかっておりますので、事故の件数には関係ございません。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、報告第7号に対する質疑を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について～

日程第14 議案第88号 市道路線の認定について

○井神議長 日程第3 議案第77号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定の件から日程第14 議案第88号 市道路線の認定の件までの議案12件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会規則第55条の規定により、発言は、簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第77号について、質疑を行います。

今回の条例制定についてであります。まず第1点、個人番号の取得・利用についてであります。これについては強制はあるのか。

それから、2点目に、職員からの番号提出を拒否された場合、これはどのようなのか。

それから、確定申告に番号未記載で受理されるのかについて、それとあわせて国税上法の罰則はあるのか。

それから、4点目に、労働保険の書類に番号の記載が必要があるのかどうか。

それから、別表第1、第2、第3についてであります。これは強制されているのか、及びこれに対して罰則はあるのか。

以上5点について、質疑を行います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 1点目の個人番号カードの取得・利用、強制はあるのかの質疑につきまして、お答えします。

個人番号カードの取得につきましては、個人番号カード交付申請書に顔写真を貼付し、必要事項を記入の上、地方公共団体情報システム機構に申請しますが、カードの取得は任意であり、強制ではありません。本人の意思に基づくものであります。

また、利用につきましては、平成28年1月から運用が開始され、社会保障、税、災害対策の3分野で利用されます。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

2点目の職員からの番号提出を拒否された場合はどうかについてですが、個人番号の記載について説明し、記載を依頼します。

それから、4点目の労働保険の書類に番号の記載は必要かについてですが、労働保険に関することについては、今回の条例制定と関連がありませんので、厚生労働省へお問い合わせをいただきたいと思います。

それから、5点目の別表第1、第2、第3は強制化及び罰則があるかについてですが、別表の事務内容については、市独自利用、庁内連携利用及び提供について定めるものであり、強制及び罰則はありません。

以上でございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 3点目の質疑、確定申告に番号未記載でも受理されるのかについてですが、平成27年分の確定申告書には、個人番号の記載は不要となっております。

個人番号の記載は、平成28年分の確定申告書からとなっております。粉河税務署に確認しましたところ、個人番号の記載は義務であることを丁寧に説明し、理解を求めますが、それでも拒否された場合は、そのまま受け付けるとのことです。

なお、国税上の罰則はあるのかについてですが、罰則はないとのこと。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まず、第1点目の問題であります。これについては個人の自主的なカード取得であって、それについては強制ではないというご答弁をいただきました。そこで、このカードを取得しない場合、カード申請して、個人がしない場合についての不利益というのはどのようなものがあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、国税庁の関係であります。確定申告に未記載については、平成27年度は未記載でもいいんだということですが、平成28年度からについては記載が必要であるというご答弁ですが、その場合も罰則及び不利益はあるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、労働保険の問題についてであります。これについては厚生労働省のほうに聞いてくれということですが、労働保険の書類に番号の記載がなくても受理をされるというように私は理解しておるんですけども、その場合、罰則や不利益についてはどのようなになるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 再質疑にお答えします。

個人番号カードを取得しなくても通知カードに個人番号が記載されておりますので、不利益はございません。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

先ほども申しましたとおり、罰則についてはないということです。不利益につきましても、本人にとってはないということでございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 労働保険の関係ですけれども、これは先ほど答弁させていただいたように、厚生労働省にお問い合わせをいただきたいと思います。この場では答弁はいたしかねます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 労働保険の関係で、私が厚生労働省に問い合わせしたところ、記載がなくても受理をすると。罰則規定や不利益がないという回答をいただいたんですけど

も、それでよろしいでしょうか。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 先ほどからの労働保険の関係ですけれども、先ほどから答弁させていただいておりますように、今回の条例改正につきましては、市の独自利用、また市内の連携、提供に関する条例の制定でございます。労働保険のことにつきましては、ここでは答弁をいたしかねます。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第81号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第81号について、質疑を行います。

まず、この条例制定についてであります。この条例を見ますと、施行日が平成27年10月8日ということで適用するんだということでありまして。この間、申請の件数はあったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、初年度から3年間にわたって、岩出市における不当均一課税の対処を行うということでありまして、この減税金額については、予測が可能であれば、幾らぐらいあると予測をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず1点目、申請件数はあったのかについてであります。10月8日から現在まで申請はございません。

続いて、岩出市で想定される減税金額は幾らと予測しているのかについては、現在のところ、県に認定を申請いたしました岩出市の事業者があるとは聞いておりませんので、想定される減税金額はわかりかねます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 現在のところは、そういうことはないということでありまして、この減税の対象になっている拡充型、第2条の第2項についてであります。設備の拡充ということで、対象を本社機能を有する施設・設備を拡充する場合ということで、その対象になっていると思うんですが、例えば、どういう施設を拡充したときに該当するのか、具体的な例がありましたら、お答えをいただきたいと思っております。

○井神議長 答弁願います。



税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の再質疑について、お答えします。

本社機能を有する特定業務施設とは、調査企画部門、それから情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他の管理業務部門、いずれかを有する本社機能を有する事務所や研究所、それから研修所であって、重要な役割を担う事務所をいい、工場や営業所等は含まれません。ということでございます。

以上です。

- 井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 要件のところで、取得価格の合計が3,800万円以上という制約があるんですけども、これを見ますと、この該当する事業所というのはほとんどないんじゃないかというように私は理解をしておるんですが、それでよろしいんでしょうか。

- 井神議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 尾和議員の再々質疑について、お答えいたします。

該当する事業所についてあるかどうかは、ちょっと先のことなのでわかりかねますが、参考までに申しますと、県の地域再生計画では、地方活力向上地域特定業務施設整備計画認定件数の目標値が、紀の川流域地域9市町全体で、平成31年度までに10社となっておりますので、申し添えます。

以上でございます。

- 井神議長 続きまして、議案第82号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第82号 岩出市消防団等公務災害補償条例の一部改正についてであります。今回、共済と厚生年金の統合によるということではありますが、現行の公務災害条例と比較をして、これに統合されることによる増減について、率の増減なんです。それについてはどのような実態になるのか、ご答弁をいただきたいと思っております。

- 井神議長 答弁願います。

総務課長。

- 藤平総務課長 通告された質疑に基づき、答弁をさせていただきます。

条例改正前との比較についてですが、今回の条例改正は、国の年金制度において所要の改正が行われたことに伴い、年金給付の併給調整を行うものです。条例改正

の内容を見ていただきますと、第18条の2に規定する公務上の災害に係るものについて調整率が改められており、その部分においては増となっております。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 18条の点で、それプラスなのか、マイナスなのか、そこについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 18条の2に関することでございます。これにつきましては、プラスとなっております。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第83号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第83号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、質疑を行います。

まず第1点に、この予算書の中において、選挙人名簿対象者を把握をするということですが、年齢の引き下げによって、その該当者の数だというふうに理解しております。これについては何人なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、繰越金の4億3,575万6,000円について、どのような認識を持っているのか、お聞きをしたい。

それから、予防接種委託料の311万7,000円増の要因について、お聞きをしたいと思います。

それから、体育施設費に関してであります。この駐車場についてであります。現在、何台分を想定されているのか。

それから、場所的に見ますと、広域道を横断するということになると思うんですが、これに対する安全対策について、どのような対策をされようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、長期債の残高についてですが、これについては、現在幾らあるのか。

それから、各種基金の残高について、現在幾らあるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

行政委員会事務局長。

○中西行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えをいたします。

選挙人名簿対象者数、新たにふえる人数、何人かということですが、住民基本台帳における平成27年11月30日現在の日本人の18歳と19歳の人口を合わせますと、約1,300人となってございます。このことから、選挙権年齢の引き下げに伴い新たに選挙権を有することとなる人数につきましても、これとほぼ同数になるものと推測してございます。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

2点目の繰越金4億3,575万6,000円については、議案第59号 平成26年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定についてで認定いただいた平成26年度決算における実質収支分でございます。

次に、5点目の長期債の残高につきましては、平成26年度末における一般会計地方債残高は83億1,369万円となっております。なお、平成27年9月定期償還後における残高は77億9,016万2,000円でございます。

6点目の各種基金残高は、平成26年度末で財政調整基金が15億3,905万1,000円、減債基金で13億3,275万円、教育施設建設基金で2億882万8,000円、都市計画事業資金基金で7億3,560万6,000円、ふるさと基金で1億3,489万4,000円、公共施設整備基金で5億847万5,000円、総合庁舎建設基金で10万4,000円、土地開発基金で3億729万4,000円、地域福祉基金で2億9,842万7,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金で1,049万円、ごみ処理施設建設基金で2億87万8,000円、全体で52億7,679万7,000円でございます。

なお、当初予算及び補正予算（第3号）までの積み立て、取り崩しを考慮した残高は、財政調整基金で15億3,573万5,000円、減債基金で14億9,626万1,000円、教育施設建設基金で1億5,886万4,000円、都市計画事業資金基金で5億3,578万2,000円、ふるさと基金で1億3,493万4,000円、公共施設整備基金で4億6,961万1,000円、総合庁舎建設基金で10万5,000円、土地開発基金で3億752万6,000円、地域福祉基金で2億9,865万7,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金で1,049万3,000円、ごみ処理施設建設基金で2億93万8,000円、全体で51億4,890万6,000円となります。

○井神議長 保健推進課長。

○井辺保健推進課長 尾和議員の質疑、予防接種委託料311万7,000円増の要因はどうかについて、お答えします。

インフルエンザワクチンが、今年度、国の方針に基づき、3価から4価に変更され、ワクチン代が改定されたことに伴い、委託料単価が増額したためでございます。

○井神議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

駐車台数は73台です。横断に対する安全対策については、現在、岩出警察署に横断歩道設置の要望を行っています。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第77号から議案第88号までの議案12件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第88号までの議案12件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月14日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月14日月曜日、午前9時30分から開くことに決定しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時00分)